

平成29年度人事行政運営等の状況

平成30年7月
吉川松伏消防組合

地方公務員法第58条の2の規定により人事行政運営における公平性、透明性を高めるために、吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成29年度の人事行政の運営状況を公表します。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況…………… 1
 - (1) 職員の採用状況
 - (2) 職位別任用状況
 - (3) 職員の退職・再就職の状況
 - (4) 所属別職員数の状況

- 2 職員の給与の状況…………… 2～4
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 職員の平均給料月額、平均年齢等の状況
 - (4) 職員の初任給の状況
 - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - (6) 級別職員数の状況
 - (7) 職員手当の状況
 - (8) 特別職（管理者等・議長等）の報酬等の状況

- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況…………… 4～5
 - (1) 勤務時間の概要
 - (2) 休暇制度の概要・種類等
 - (3) 年次有給休暇の取得状況
 - (4) 育児休業等の取得状況
 - (5) 時間外勤務の状況

- 4 職員の分限及び懲戒処分の状況…………… 5

- 5 職員の服務の状況…………… 5
 - (1) 職員の守るべき義務の概要
 - (2) 職務専念義務免除の状況
 - (3) 営利企業等従事の状況

- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況…………… 5～6
 - (1) 職員研修の概要
 - (2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要

- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況…………… 6～7
 - (1) 福利厚生制度の概要
 - (2) 福利厚生に係る負担状況
 - (3) 公務災害の発生状況
 - (4) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

区 分	人数(人)
平成29年度	6 (0)

※ ()内は女性の人数

(2) 職位別任用状況 (平成30年3月31日現在)

職 位	人数(人)
消防長 (消防監)	1
次長級 (消防司令長)	2
課長級 (消防司令長)	7
課長補佐級 (消防司令)	16
計	26

(3) 職員の退職・再任用の状況 (平成30年3月31日現在)

種 類	人数(人)
定年退職	2
勸奨退職	0
自己都合退職	2
その他(死亡、免職、失職)	0
再任用任期満了	0
退職者計	4
再任用	0

(4) 所属別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職員数 (人)		対前年増減数(人)
	平成29年	平成30年	
部門			
消防本部	2	3	+1
総務課	5	4	-1
総務課付	5	3	-2
予防課	7	9	+2
警防課	8	7	-1
小 計	27	26	-1
消防署			
吉川消防署	55	57	+2
吉川消防署指令室	13	13	±0
吉川消防署南分署	23	23	±0
松伏消防署	32	33	+1
小 計	123	126	+3
合 計	150	152	+2

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度決算）

区分	管内人口 (平成28年度末)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成28年度 の人件費率
消防組合	101,770人	1,695,412千円	1,211,894千円	71.5%	73.3%

※ 特別職（管理者等、議員等、消防団）に支給される給料・報酬なども含まれます。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	職員数 (A)	給与費 (千円)				1人当たり給与費 (B/A・千円)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	合計 (B)	
消防組合	149	520,788	167,485	217,668	905,941	6,080

※ 職員手当は退職手当を含めていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢等の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均給料	平均年齢
消防組合	287,365円	35.4歳

(4) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	大学卒	短大卒	高校卒
消防組合	185,800円	168,600円	156,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	—	306,700円	362,400円
高校卒	222,300円	264,900円	332,367円

(6) 級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）※再任用職員及び吉川市からの派遣職員を除く

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な 職名	主事	主任	係長 主査	課長補佐 副主幹 副当直司令 副室長 中隊長 副中隊長 副分署長	課長 署長 当直司令 室長 分署長	次長 副参事 署長(指揮 隊・救助隊 を配備する 署に限る)	消防長	—
階級	消防副士長 消防士	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長	消防司令長	消防監	—
職員数(人)	63	16	42	17	6	3	1	148
構成比(%)	42.6	10.8	28.4	11.5	4.0	2.0	0.7	100.0

(7) 職員手当の状況

区 分	概 要
地域手当	支給率 6%
扶養手当	① 配偶者：10,000 円 ② 子：8,000 円 ③ 父母等：6,500 円 ④ その他：特定扶養(満 16 歳～22 歳未満の子 1 人につき 5,000 円加算)
住居手当	① 借家等住居者：家賃額に応じて支給(最高 27,000 円) ② 持家居住者：4,500 円(新築等から 5 年間 5,500 円)
通勤手当	① 交通機関(電車等)利用者：6 月定期券等相当額 ② 交通用具(自動車)利用者：距離に応じた定額(3,000 円～31,600 円)
期末・勤勉手当	① 6 月期：期末 1.225 ヶ月分 勤勉 0.85 ヶ月分 計 2.075 ヶ月分 ② 12 月期：期末 1.375 ヶ月分 勤勉 0.85 ヶ月分 計 2.225 ヶ月分 合計 4.3 ヶ月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 (5～20%)
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務したときに支給 ① 勤務日における時間外勤務 1 時間につき：当該職員の時間単価×125/100 (22 時から翌朝 5 時までの深夜勤務は 150/100) 月 60 時間を超える時間外勤務は、それぞれ 150/100、175/100 ② 週休日における時間外勤務 1 時間につき：当該職員の時間単価×135/100 (22 時から翌朝 5 時までの深夜勤務は 160/100) 月 60 時間を超える時間外勤務は、それぞれ 150/100、175/100
特殊勤務手当	① 火災等出動：防除活動 1 回につき 200 円 (機関員は 250 円) ② 救急出動：救急業務従事 1 回につき 200 円 (機関員は 250 円) 救急救命処置 1 回につき 500 円 ③ 潜水手当：潜水業務従事 1 回につき 500 円 ④ 死体取扱手当：死体取扱従事 1 回につき 1,000 円 ⑤ 夜間通信管制手当：通信管制業務従事時間につき 2 時間未満 200 円 2 時間以上 5 時間未満 400 円、5 時間以上 650 円 ⑥ 緊急消防援助隊派遣手当：派遣 1 日につき 3,000 円
夜間勤務手当	深夜(22 時から翌朝 5 時の間)に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給：当該職員の時間単価×25/100
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 当該職員の時間単価×135/100
管理職手当	課長補佐級以上の職員に支給 (月額 40,000 円～70,000 円)

退職手当	区分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20. 4450 月分	25. 55625 月分
	勤続 25 年	29. 1450 月分	34. 58250 月分
	勤続 30 年	36. 1050 月分	42. 41250 月分
	最高限度額	49. 5900 月分	49. 59000 月分
	平成 29 年度退職者 1 人当たりの平均支給額	13, 183, 102 円 (退職者 4 名)	

(8) 特別職（管理者等・議長等）の報酬等の状況

区分	人員	給料・報酬月額	
給料	管理者	1	13, 800 円
	副管理者	1	12, 500 円

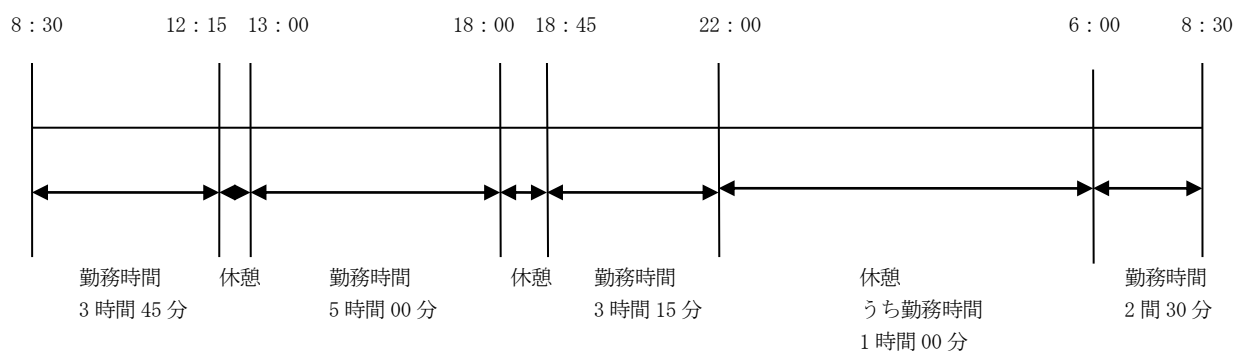
報酬	議長	1	12, 400 円
	副議長	1	11, 000 円
	議員	7	10, 500 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

区分	毎日勤務職員	交代制勤務職員
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	午前 8 時 30 分～翌日の午前 8 時 30 分
1 日の勤務時間	7 時間 45 分	1 当務 (2 日間) で 15 時間 30 分
1 週間の勤務時間	38 時間 45 分	3 当務して 1 回休み、8 週間に 1 回の指定休を与え、週平均 38 時間 45 分となる。

交代制勤務者の勤務時間割振表（指令課を除く）



交代制勤務者の勤務時間割振（指令室）

午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間に、15 時間 30 分となるように所属長が定める。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員には、法律又は条例に基づき、特別の事情が発生した場合又は休暇の条件により、勤務する義務の免除が認められています。

休暇の種類	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇
-------	-----------------------

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成30年3月31日現在の配置、総務課付職員は除く）

区 分	人 数	取得日数	平均取得日数
毎日勤務者	25	207	8.3
交代制勤務者	121	1,440	11.9
合 計	146	1,646	11.3

(4) 育児休業等の取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者の合計	0	0	1	0
うち女性	0	0	0	0

(5) 時間外勤務の状況

平成29年度における職員の1月当たりの平均時間外勤務時間数	6.3時間
-------------------------------	-------

4 職員の分限及び懲戒処分状況

区 分	分限処分の状況(人)	懲戒処分の状況(人)
平成29年度	0	1

5 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。
--

(2) 職務専念義務免除の状況

平成29年度における承認件数	1件
----------------	----

(3) 営利企業等従事の許可状況

平成29年度における承認件数	0件
----------------	----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

区 分	研 修 名
消防大学校	幹部科
消防学校	初級幹部科、警防科、救助科、救急科、警防活動教育、火災調査科、初任教育、幹部特別教育、実科指導員教育
国養成所	救急救命士養成教育
本部研修	特別救助隊員研修、新採用職員研修など
自治人材開発センター	課長級職員研修、課長補佐級職員研修
派遣研修	消防長会研修、救急関係研修、小型船舶研修、緊急自動車運転技能者研修、主任無線従事者研修、危険物保安講習

(2) 職員の勤務成績の評価方法及び活用方法の概要

評価の回数	年 1 回
評価の時期	通年 (H30 年 2 月評定)
対象職員	全ての職員(派遣職員を除く。)
評価の方法	複数の上司による勤務状況の評価
評価結果の活用	適材適所への配置、職員研修の実施、昇任昇格者の選考資料、勤勉手当の支給率(係長級以上)

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等の給付
長期給付事業	職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付
福祉事業	健康の保持増進事業、住宅貸付け等

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合事業の運営費用は、組合員である職員の掛金と使用者である消防組合の負担金で賄われています。消防組合の負担金の率は法定化されています。

平成 29 年度の負担金	181,254 千円
職員互助会への補助金	0 千円

(3) 公務災害の発生状況

平成 29 年度中の公務災害または通勤災害発生件数		
公務災害	災害現場での負傷	1 件
	その他の負傷	1 件
通勤災害		0 件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置の要求	要求なし
-------	------

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て	0件
-------	----